

発議第4号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、シルバー人材センターに  
対する支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年9月27日 提出

令和4年9月 日

提出者 鳥羽市議会議員 浜口 一 利

賛成者 鳥羽市議会議員 南川 則 之

賛成者 鳥羽市議会議員 濱口 正 久

賛成者 鳥羽市議会議員 瀬崎 伸 一

賛成者 鳥羽市議会議員 片岡 直 博

賛成者 鳥羽市議会議員 奥村 敦

賛成者 鳥羽市議会議員 山本 哲 也

賛成者 鳥羽市議会議員 中世 古 泉

賛成者 鳥羽市議会議員 戸上 健

賛成者 鳥羽市議会議員 坂倉 広 子

賛成者 鳥羽市議会議員 世古 安 秀

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、人生100年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められています。

その実現のため、シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化と医療費や介護費用の削減などに寄与しております。

そのような中、令和5年10月に、消費税において「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入が予定されております。消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の消費税の納税義務が免除されている事業者は、インボイス（適格請求書）を発行することができません。センターの会員は、この免税の個人事業者に当たります。

従って、センターが会員へ支払う配分金（消費税含む）については、これまで仕入税額控除ができていたものができなくなり、その分をセンターが新たに納税する必要が生じることとなります。

しかしながら、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担は、それに対応する財源がなく、まさに運営上の死活問題となります。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた、「生きがい就業」に取り組んでいるセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

インボイス制度導入後も、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、またセンターが安定的な事業運営が可能となるために、国に対しまして、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講じるよう強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月27日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	尾辻秀久	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様